日本脳炎予防接種について

厚生労働省は、平成 17 年 5 月、日本脳炎予防接種の積極的勧奨の中止を通知していましたが、新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）の発売をうけ、平成 22 年 4 月より 3 歳児へ、平成 23 年 5 月より 9 歳児への積極的勧奨を実施するよう指導がありました。

以下の内容をご理解いただき、接種をすすめられるようご案内します。

1．日本脳炎とは？

日本からフィリピン、インドあたりまで、東南アジアで流行している病気です。日本脳炎ウイルスはブタの体内で増殖し、日本脳炎ウイルスに感染したブタの血を吸った蚊を介して、日本脳炎ウイルスが人の体の中に入って感染します。日本脳炎ウイルスに感染すると 100～1,000 人に 1 人が脳炎を発症し、そのうち 15％ほどが死亡するといわれています。現在は日本国内の患者数は年間 10 名以下で、子どもと 50 歳以上がかかることが多い病気です。

2．症状・経過は？

かかっても、多くの人は症状がでませんが、いったん発症すると重症化してしまう病気です。脳炎が起こるとけいれんや意識障害が生じて、障害が残ったり、死亡したりする可能性が高い病気です。

3．合併症は？

日本脳炎ウイルスは、夏に多いウイルス性（無菌性）髄膜炎を起こすことがあります。

4. ワクチンの効果と副作用（副反応）は？

日本脳炎ワクチン（不活化ワクチン）が有効です。副反応としては、10％くらいの人が接種したあとが赤くなることがあります。以前使用されていた古いタイプの日本脳炎ワクチンは ADEM（亜急性散在性脳脊髄炎）との関連性が疑われていましたが、科学的には WHO（世界保健機関）の専門委員会も否定しています。

5. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。※　給付申請の必要が生じた場合には、子育て支援課へご相談ください。

6. その他

※　接種後 30 分間は特に体調の変化がおこりやすいのでご注意していただき、接種機関もしくは医師と連絡ができるようにしてください。

予防接種に関するお問い合わせ：京丹後市子育て支援課　℡0772－69－0370